

「猪名川町不法投棄防止条例及び同施行規則」

の素案に対し

意見を募集

パブリックコメントの実施

本町では、まちづくりを進めるにあたって、町の重要な計画などを立案する際に、情報を公開して住民の皆さんの意見を募集し、検討結果を公表する「パブリックコメント制度」を平成14年度から導入しています。

今回、その第3回として「猪名川町不法投棄防止条例及び同施行規則」について、その素案（概要）を公表し、皆さんの意見を募集します。

町内における不法投棄件数は、年々増加しており（左表

参照）、自然景観に悪影響を与えるとともに河川に投棄され

た廃棄物は、水質悪化の要因となっています。この不法投棄の増加は、平成13年4月施行の家電リサイクル法により、テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機の家電4品目をクリーンセンターで収集しなくなったことに加え、廃棄時にリサイクル料金が必要となったことも原因の一つと考えられます。

不法投棄対策としては、郵便局の協力を得て、不法投棄情報提供協定を締結し、早期発見に努めています。また、昨年4月から月1回町職員による清流パトロールを実施し、

投棄物の発見、撤去を行っています。また、残念ながら投棄件数の減少にはつながっていません。

このようなことから、不法投棄の防止に向け、町・住民・事業所を挙げて取り組むための「猪名川町不法投棄防止条例及び同施行規則」の制定を進めています。特に、情報提供により投棄者が判明した場合における報償制度を創設するなど、全住民による監視により、不法投棄の防止に努めることとしています。

これから素案に対するご意見をお聞かせください。

意見の提出方法

提出方法は、住所・氏名・意見の趣旨を明確に記載して、3月31日までに郵送・FAX・公共施設窓口（生活環境課、日生・六瀬住民センター、生涯学習センター）または、メール（seikatsun@town.inagawa.hyogo.jp）で提出してください。条例および規則の全文は、町ホームページおよび公共施設窓口に設置しています。

なお、提出していただきましてご意見と意見に対する対応方針は5月頃に改めて広報、ホームページで公表します。

問い合わせは、生活環境課（〒666・0292住所記入不要 766・8712 FAX 766・8883）へ。

平成16年度の事務が一部変わります

平成14年度から町行制改革大綱の推進と町総合計画で定めたビジョン達成のため部長制の導入や事務の再配分を行い、この2年間で経過観察を行ってきました。

この結果、更なる事務の効率化や住民意向に的確に対応することを目指し、次のとおり一部所管事務を見直します。

- 住民と行政のパイプ役となる総合窓口案内を役場玄関ロビーに設置し、企画政策課において所管する。
- 健康福祉課において福祉施策を包括的に管理する部署として、福祉政策担当を新設する。
- 農林商工課の地籍調査室を、業務効率化の観点から都市整備課において所管する。
- 建設部の所管業務の再編を行い、ハード部門（建設事業）を道路河川課に、ソフト部門（計画事業）を都市整備課に集約する。
- 部長級職員の名称統一のため、教育次長を教育部長へ名称変更する。

事業評価監視委員会の審査結果

本年1月26日に事業評価監視委員会（委員長＝和田安彦関西大学大学院教授）が開催され、平成16年度に実施を計画している2事業（下表）について、付帯意見を付して事業着手が相当との意見書の提出がありました。町では委員会からの意見を参考とし、今後の事業推進を図ることとします。

事業名	事業年度	事業概要
歴史街道整備事業	平成16年度～同18年度	猪名川散策路・サイクリングコースを整備し、本町の豊かな自然や貴重な歴史文化に触れてもらえる場の整備
社会福祉施設整備事業	平成16年度	町総合福祉センターと社会福祉会館の有機利用を図るための施設間連絡道路の整備

問い合わせは、企画政策課（766 - 8711）へ。

啓発看板付近に不法投棄された悪質なケース（民田）



不法投棄ごみの収集量

年度	件数	重量(kg)	家電4品目(台)				その他(件)
			テレビ	洗濯機	エアコン	冷蔵庫	
13	58	4,623	9	4	7	5	43
14	63	3,590	48	14	15	17	47
15	133	12,562	38	16	9	5	108

15年度は1月末までの数値

猪名川町不法投棄防止条例などの概要

■目的 町内において環境美化に対する意識啓発を行い、不法投棄の防止に関し必要な事項を定め、町、町民、事業者及び土地所有者が協力して清潔で美しいまちづくりを推進し、良好な生活環境を確保することを目的とします。（条例第1条）

■町が行うこと 環境の保全を図るため不法投棄の防止に努めるとともに早期発見を行うため、不法投棄に関する情報の入手に努めます。また、不法投棄と認められる事実を発見した場合又は不法投棄に関する情報提供を受けたときは、関係機関と連携し、迅速に対応します。あわせて、町民等に対し、不法投棄防止に関する啓発を行うとともに清掃活動又は不法投棄防止活動を行う町民等に対し、その活動を支援します。（条例第3条）

■町民等が行うこと 環境美化活動に積極的に参加するとともに、町が実施する施策に協力し、廃棄物等の散乱防止に努めることとします。また、土地所有者等は、管理する土地において不法投棄をさせないよう管理するとともに、不法投棄された場合には、投棄した者に撤去を求め、又は自ら撤去するなど自らの責任において処理することとします。事業者は、事業活動により生じた廃棄物等の適切な処理を行い、不法投棄防止のため、必要な措置を講ずるよう努めることとします。（条例第4条）

■廃棄物等の投棄禁止 何人も、みだりに廃棄物等を投棄し散乱させ、環境の美化に支障をきたす行為をしてはなりません。（条例第5条）

■情報提供 町民等は、不法投棄された廃棄物等又は不法投棄と疑わしい行為を行っている者を発見したときは、町に情報提供し、不法投棄と疑わしい行為を行っている者の情報で次のいずれの要件にも該当する場合には、報償（1万円以下相当）を出すことができます。なお、同じ場所について複数の情報提供があった場合には第1通報者が対象となります。

(1)廃棄物等が良好な生活環境の確保に支障のあるものであるとき。

(2)廃棄物等を投棄した者が判明したとき。

（条例第6条及び規則第3条）

■措置命令 町は不法投棄された廃棄物等（産業廃棄物は除きます。）について、投棄した者に対し原状回復を命ずることができます。（条例第7条）

■撤去費用の負担 町が管理する土地等に不法投棄された廃棄物等を町が撤去した場合、その費用を廃棄物等を投棄した者に対し、負担していただきます。（条例第8条）

■立入調査 町長は、廃棄物等の不法投棄がされたと認められる土地に立入調査をすることができます。（条例第9条）

その他、条例、規則案の原文は、ホームページでお知らせしています

とくもと けいすけ
徳本 圭亮くん
1歳3カ月（柏梨田）



毎日お兄ちゃんに鍛えられながら、でも楽しく遊んでいます。これから仲良くね！
父 隆司・母 和代さん

たかばたけ たまき
高畑 環ちゃん
1歳3カ月（若葉）



いつもニコニコ笑顔の素敵な環ちゃん。我が家の宝物です。このままずっと明るく元気でいてね。
父 彰・母 幸枝さん

「はい！ポーズ」モデル募集

対象 平成14年9月1日から同15年8月31日までに生まれた赤ちゃん

募集人数 12人（多数抽選：当選者には3月中に通知します）

申込 ハガキに赤ちゃんの名前（ふりがな）・性別・生年月日・住所・両親の氏名・電話番号（昼間に連絡のとれる番号、携帯電話も可）を記入し、3月10日までに広報コミュニティ課（〒666・0292住所記入不要 766 - 8707）へ。

はい！ポーズ

